

令和3年決算特別委員会・工業用水道事業会計 開催状況（企業局所管）

開催年月日 令和3年11月8日
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 公営企業管理者、企業局長、
 企業局次長、工業用水道課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 工業用水道事業会計について</p> <p>(宮川委員) 次に、石狩湾新港地域の工業用水についてであります。</p> <p>(一) 契約相手先について (欠)</p> <p>(二) 受益者負担について</p> <p>(宮川委員) 昨年度、会計決算書が私どもの所に配られておりますけれども、この会計の決算書の中の工業用水道事業報告として明記されています。 石狩湾新港地域の工業用水道の契約相手として30社名前が明記されています。 30社のみと。契約相手先が、30社のみなんです、本事業を公営企業でまず実施して、特定の受益者から料金を徴収する基本的な考え方、法的根拠、それぞれ伺います。</p> <p>(三) 長期借入れの理由等について</p> <p>(宮川委員) 受益者は30社のみ。 法律では、料金収入で運営されているという今の答弁ですね。 しかし、一般会計から長期借り入れしています。借入れを行う理由とその算定基準、お示してください。</p>	<p>(工業用水道課長) 公営企業についてでございますが、工業用水道事業は、地方公営企業法第2条第1項の適用を受け、受益者負担の考え方のもと、運営に要する経費を料金収入でまかなうことを原則としているものであります。</p> <p>(工業用水道課長) 一般会計からの長期借入れの理由についてでございますが、石狩工水は、札幌圏における経済、雇用の拡大や地下水のくみ上げによる地盤沈下の防止を目的として、平成11年度に建設されたところであります。当初想定された規模から大幅に縮小し、スケールメリットが働きにくい施設となっており、事業継続に必要な資金不足に対し、一般会計からの長期借入などの繰入を受けているところでございます。 長期借入金につきましては、営業運転資金の不足額、及び建設改良事業の財源不足額に対しまして、一般会計から借り入れているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 長期借入れの考え方について</p> <p>(宮川委員) 契約の相手方、30社ですが全て営利企業で、そこにのみ工業用水を供給しているということを考えますと、受益者負担が当然であり、道民からの血税を無原則的に投入すべきではないと考えるものでありますが、一般会計から補助としないで長期借入をしているというのは、どういう考え方ですか、伺います。</p> <p>(宮川委員) 先程の答弁では、当初想定した規模から大幅に縮小されたということでありました。 ただいまの答弁で、公営企業は独立採算なので返済を前提とした借り入れだということであります。</p> <p>(五) 企業債等について</p> <p>(宮川委員) 石狩工水建設時の総事業費、企業債元金及び昨年度末時点の元利合計、どうなっていますかお示してください。</p> <p>(宮川委員) 大変な金額だと思いますが、それでは。</p> <p>(六) 給水能力と契約水量について</p> <p>(宮川委員) 石狩工水の給水能力及び昨年度末時点での契約水量はどうなっていますか。</p> <p>(再質)</p> <p>(宮川委員) 1万2千トンの能力を持つ、そういう施設の規模だということになります。それに対して、実際の使用は3千273トンということでもあります。 給水能力である1万2千トン需要があつて、それだけの契約を取れたとしたら黒字になるんですか、伺います。</p> <p>(宮川委員) つまり目いっぱい契約が取れても、黒字になるかわからないということですね？それで企業として成り立つんですか。</p>	<p>(工業用水道課長) 長期借入れの考え方についてでございますが、公営企業は独立採算が原則であります。石狩工水におきましては、国の開発基本計画に基づき水使用の多い企業の立地を見込み整備を行いましたものの、社会経済情勢の変化などにより需要が伸び悩み、営業運転資金や施設改良に係る経費の不足が生じているところでございます。 可能な限り自らの給水収益によって事業を運営すべきでありますことから、返済を前提といたしました長期借入金によって経費の不足を補っているところでございます。</p> <p>(工業用水道課長) 建設時の事業費などについてでございますが、平成11年度までの石狩工水施設の建設に係る総事業費は140億6千2百万円であり、その際の企業債の借入額、いわゆる元金は82億9千7百万円であります。 令和2年度までに償還した累計額は、元金分72億8千6百万円、利子分16億5千9百万円であり、合計は89億4千5百万円となっております。</p> <p>(工業用水道課長) 石狩工水の給水能力などについてでございますが、給水能力は日量1万2千トンであり、令和2年度末時点での契約水量は日量3千273トンであります。</p> <p>(工業用水道課長) 石狩工水の収支についてでございますが、長期収支の見通しにつきましては、収入や経費の動向、今後における施設の更新、改修の規模や時期などのほか、経済情勢や物価金利水準など、多岐にわたる要素の変動などが想定されますことから、現時点におきまして、それらを考慮に入れて、収支の見通しをお答えすることは難しいところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 水源転換補助金について</p> <p>1 補助総額について</p> <p>(宮川委員) 次の問題に移りますが、水源転換見合いということで、一般会計から補助を受けてますね？昨年度の補助金額はいくらですか。 いつからこの補助金を受けて、昨年度までの累計金額はいくらになりますか。 今後いつまで、総額でいくら補助を受ける予定ですか伺います。</p> <p>2 補助の開始について</p> <p>(宮川委員) 先程の答弁で、石狩工水が建設されたときの目的で、経済雇用のほか地盤沈下の防止を目的にと、いうことでありました。 水源転換の見合の補助金というのはなぜそれでは、この水道が開始となった1999年ではなくて平成18年、2006年途中から始まっているんですか伺います。</p> <p>3 未稼働資産等について</p> <p>(宮川委員) 水源転換の補助金と言っていますけれども、結局経営健全化計画を立ててそこから出てきた補助金ということですね？ 補助金の本質は赤字補填だと考えざるを得ません。 その経営健全化計画を見させていただきましたが、「将来に渡って使用する目途の無い未稼働資産等の整理を行う」としています。 未稼働資産とは何のことなのか、どう判断してどう整理したのか、具体的にお示しください。</p>	<p>(工業用水道課長) 水源転換に対する補助金についてでございますが、平成18年度より一般会計から補助を受け、令和2年度の補助金額は3億1千8百万円となっております。 これまでの累計金額は48億7千9百万円であり、今後、令和9年度までの7年間で合計10億1千1百万円となり、平成18年度からの累計総額は58億9千万円となる見込みでございます。</p> <p>(工業用水道課長) 補助金の開始時期についてでございますが、国から示された経営健全化対策に基づき、企業局において平成18年度に工業用水道事業に係る経営健全化計画を改定し、未稼働資産などの整理を行いましたことから、同じ年度であります平成18年度より補助を受けているところでございます。 この計画におきましては、工水需要の開拓や業務内容の見直しによる経費の削減、料金の適正化などを実施するとともに、環境保全に要する経費であります水源転換見合への補助を含む資金不足額に対する一般会計からの支援など一連の対策を実施することによって、経営健全化対策を着実に推進していくこととして、国の承認を得たものでございます。</p> <p>(工業用水道課長) 未稼働資産等の整理についてでございますが、石狩工水は、国の開発基本計画に基づき、日量3万5千トンの需要を見込み施設整備を進めてまいりましたが、平成11年の営業開始当初より契約水量は日量2千トン程度にとどまっていたことから、平成14年に「石狩湾新港地域開発本部員会議」におきまして最大需要の想定を日量1万2千トンに修正したところでございます。 企業局では、この想定を超える規模の施設につきましては国の経営健全化対策に基づき、将来にわたって使用する目途のない未稼働資産とし、当該資産に係る企業債や長期借入金を繰り上げ償還するための未稼働資産整理債を発行するなど、負債を一括で整理したものでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>4 補助金額の算定について</p> <p>(宮川委員)</p> <p>未稼動資産としたのは、特定の土地や機械を指しているのではなくて、最大需要想定が1万2千トンとしているのに、3万5千トンを供給できる、過大な施設であり、その差を金額で表して「未稼動資産」こう呼んでいるということです。</p> <p>必要以上に金をかけて、過大な水道施設を作ったので、「未稼動資産」と言って一般会計から補助金を出しているということになります。この補助金額の算定方法についてお示しください。</p>	<p>(工業用水道課長)</p> <p>水源転換に対する補助金額算定の考え方についてでございますが、石狩工水が営業を開始する平成11年度以前、石狩湾新港地域におきましては、地下水を暫定的に水道用水及び工業用水として利用しており、その間の地下水の工水分使用計画量は最大8千2百トンとなっていたところでございます。</p> <p>その後、本地域における道の環境影響評価がなされ、その答申におきまして速やかな地下水揚水の暫定措置を解消するよう努めるべきとの意見が附され、その対策として、石狩工水を建設したところでございます。</p> <p>こうした経緯を踏まえ、石狩工水の給水能力1万2千トンの稼動資産分に相当する建設企業債の元利償還金86億円のうち、環境保全対策としての工業用水の基準水量として算定いたしました8千2百トンに相当する事業費58億9千万円を補助金額としたところでございます。</p>
<p>5 補助算定方法と実態の乖離について</p> <p>(宮川委員)</p> <p>答弁の内容を確認しますが、地下水を揚水する想定量の1万2千700トンとしていますが、その内訳、上水道から4千500トンで工水から8千200トン。8千200トンの地下水揚水が工水に転換したと。その分地盤沈下を防止したという理屈で58億9千万円出しているということになるんだと思います。</p> <p>しかし、先程出しましたこの「各会計決算書」これによりますと、昨年度の石狩工水の基本水量は30社で3千273トンとされており、8千200トンも使ってないんです。</p> <p>私が3千273トンの使用で計算し直しますと、補助金額は半分以下の23億5千万円にしかならないはずであります。</p> <p>補助額の算定の根拠とされている8千200トンは、現実からはるかに肥大化したものではないですか。伺います。</p>	<p>(工業用水道課長)</p> <p>水源転換に対する補助金額についてでございますが、この補助金は、国の工業用水道事業の経営健全化対策に基づき策定いたしました経営健全化計画において、石狩工水の経営健全化を図るため、地下水からダムを水源とする工業用水への水源転換見合いに対し、企業会計として事業の収支均衡が図られるよう、石狩工水の資本費に対し補助されたものでございます。</p> <p>この補助金額につきましては、建設当時の石狩工水の給水能力1万2千トンのうち、地下水揚水の取水量8千2百トン分を環境保全対策上の基準水量として算定し、決定されたものでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>6 公営企業と補助の関係について</p> <p>(宮川委員) ですからその基準水量の想定が8千200トンが現実からかけ離れているんだと、こう申し上げているわけですよ。 現実からかけ離れた水量の想定に基づいて、企業債の元利合計のおおむね3分の2になる、それほどを一般会計から補助金として出しているということですが、独立採算制を原則とする公営企業のあるべき姿に照らして、適切でないというべきですが見解を伺います。</p> <p>7 補助金の法的妥当性について</p> <p>(宮川委員) 私が質問した「公営企業のあるべき姿に照らしてどうか」という点では答弁がありませんでした。 この一般会計からの補助金ですが、公営企業管理者が、知事に申請しています。その目的、補助を受ける法的根拠を伺います。</p> <p>8 地方公営企業法第17条の3特別の理由について</p> <p>(宮川委員) 法第17条の3の「災害の復旧その他特別の理由」ということですが、水源転換補助金は災害の復旧ではありませんから、「その他特別の理由」ということになると思います。 この「特別の理由」に該当するのは、どの範囲ですか。国あるいは法令上明確になっているのか伺います。</p>	<p>(企業局長) 石狩工水の運営についてでございますが、石狩工水は、札幌圏における経済、雇用の拡大や地下水のくみ上げによる地盤沈下を防止するために建設された経緯に鑑みまして、環境保全に要する経費を水源転換に対する補助金として受けているところでございます。 企業局といたしましては今後とも、施設の効率的な運営に努めるなど、支出の抑制に不断に取り組みますとともに、道の企業誘致部門など関係機関とも連携をしながら、近年、新規の立地が進んでおります再生可能エネルギー関連企業への営業活動等により、新規の需要開拓に一層努めるなど、地域の産業活動を支える工業用水道事業の収支改善を図りまして、安定した経営を維持できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p>(工業用水道課長) 補助の目的などについてでございますが、水源転換に対する補助は、地方公営企業法第17条の3の「災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には一般会計又は他の特別会計から企業会計に補助することができる」との規定に基づき行われてきたところでございます。</p> <p>(企業局次長) 法に定める特別の理由についてであります。総務省の通知では、「特別の理由により必要がある場合」とは、「災害に準ずるような一時的な企業外の要因又は要請により企業会計において所要経費をまかなうことが客観的に困難または不適當な場合をいう」と示されておりますが、「その他特別の理由」の範囲は示されていないところでございます。以上です。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>9 副大臣通知の尊重と今後の企業運営について</p> <p>(宮川委員) 総務省通知で「特別な理由」は「災害に準ずるような場合」としているということでしたか？水源転換見合は、「災害に準ずる場合」には該当しないと思いますよ。 また、総務副大臣が、2019年4月1日「地方公営企業繰出金について」という通知の中で、工業用水道事業で繰り出しが認められるのは、「消火栓等に要する経費」だけではないですか？通知を尊重する意思があるのか伺います。 また、この通知を踏まえた今後の企業運営について伺います。</p> <p>(宮川委員) 管理者ご答弁ありがとうございます。 公営企業は独立採算であり、受益者は営利企業30社。ですから一般会計からの補助は許されないと思います。 しかも、水源転換見合は消火栓でもなければ災害に準ずるものでもありません。 さらに補助額算定の根拠とされている基本水量8千200トンとは現実からかけ離れた肥大化した数字であります。どこから見ても、水源転換見合補助金に道理はありません。 私は石狩工水をつぶせと言っているわけではありません。受益者から適切な負担を取ること、補助金ではなく、返す形での借り入れとすべきであります。 法の範囲を緩めることは、拡大解釈で恣意的な税の投入につながりかねないものであります。 道民の共有財産であり、強制力を持って徴収されている税の規律を厳格に守るべきであります。 石狩工水の経営は、事実上破綻していると言わざるをえません。このことを改めて指摘して質問を終わります。</p>	<p>(公営企業管理者) 今後の事業運営などについてであります。公営企業は、独立採算制が原則でありまして、法令や国の通知等に基づき判断されるものと考えておりますが、石狩工水は平成11年の営業開始以来、経済のグローバル化に伴う生産拠点の移転といった社会経済情勢の変化や用水のリサイクル技術の向上により需要が伸び悩み、議員ご指摘のように厳しい経営状況が続いており、一般会計からやむなく支援を受けているところでございます。 こうした中、今後、再生可能エネルギー関連企業などの立地によります工水使用の拡大が見込まれることなどから、一般会計からの支援のうち、営業運転資金に係る長期借入金令和7年度には不要になるものと考えております。 企業局としましては、まずはこうした需要開拓が重要ということでもあります。 全世界的に地球温暖化への対応が求められる中、再生可能エネルギーの導入加速化といった時流の変化をチャンスととらえ、庁内各部局や関係機関との情報共有、そして連携強化を図りながら、新たな水需要が期待される企業の誘致に積極的に取り組みますとともに、経営基盤の強化に向けて、経営戦略に基づく計画的な施設改修や効率的な運営管理に努め、地方公営企業の経営の基本原則であります経済性の発揮と公共の福祉の増進に貢献する事業運営を行ってまいります。</p>